

非公式役  
投資委員会事務局説明書  
件名：投資委員会布告第 15/2565 号に基づく  
デジタル技術導入による効率向上措置の場合における  
産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) に基づく奨励申請

仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号「産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry)」に基づく既に操業しているプロジェクトに対するデジタル技術導入による効率向上措置に基づく投資奨励を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 奨励申請

1.1 恩典申請者は、「投資委員会布告第 15/2565 号に基づくデジタル技術導入による効率向上措置に基づく恩典付与基準に従う奨励申請書添付書式 (F PA PP 54)」とともに、一般事業用投資奨励申請書 (F PA PP 01) またはサービス事業用投資奨励申請書 (F PA PP 03) を用いて、奨励申請書を提出する。

1.2 恩典申請者は、タイ国外・国内からデジタル技術の購入もしくはレンタルをする前に奨励申請書を提出すること。尚、デジタル技術の購入は資産を取得する日からとする。プロジェクトの奨励申請は当該プロジェクトが所定の基準を満たした場合、効率向上の部分または企業全体に影響を与えても良い。

1.3 恩典申請者は、以下の少なくとも一つの場合における効率向上のためのデジタル技術導入の実施計画を提出すること。

1.3.1 体系的な内部連携 (Integrated) および一部の外部連携 (Connected) のためのソフトウェア、プログラム、または情報システムの導入。また、生産またはサービスの効率向上のために少なくとも 3 つのファンクションのデータを連携すること。

1.3.2 人工知能 (Artificial Intelligence または AI)、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics)

1.3.3 National e-Payment システムへの連携等、委員会が同意した公的機関のシステムと会社のシステムの間でのデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入

1.4 第 1.3.1 項と第 1.3.3 項の恩典申請者の場合は、奨励申請日時時点でデジタルサービス提供のためのソフトウェアまたはプラットフォームの開発事業において奨励されている、またはデジタル経済振興庁 (depa)、国立科学技術開発庁 (NSTDA) あるいは委員会が同意した関係機関によりタイランドデジタルカタログにて製品およびサービスの認証もしくは登録を取得した、少なくとも 1 社タイ国内事業者により開発・改良されたデジタル技術の使用への投資または支出を有すること。

デジタル経済振興庁（depa）によりタイランドデジタルカタログにて製品およびサービスの登録を取得したタイ国内事業者により開発・改良されたデジタル技術の使用への投資または支出を有する奨励申請者の場合は、以下のように検討される。

#### 1.4.1 本説明書の発行日前または発行日より 1 か月以内に奨励申請した場合

デジタル産業の事業者リスト（Digital Provider）に登録された場合でもタイランドデジタルカタログにて製品およびサービスの登録を取得した場合でも、デジタル経済振興庁（depa）により認証もしくは登録を取得した事業者により開発・改良されたソフトウェアを使用することができる。

#### 1.4.2 本説明書の発行日より 1 か月以降に奨励申請した場合

タイランドデジタルカタログにて製品およびサービスの認証もしくは登録を取得したタイ国内事業者により開発・改良されたソフトウェアを使用すること。

1.5 恩典申請者が同意された重要な内容に関する実施計画の変更または修正を行う場合は、タイ国外・国内からデジタル技術の購入もしくはレンタルをする前および操業開始の許可を取得する前に検討・承認を得るために、奨励証書発給日より 3 年以内にプロジェクト変更を申請すること。

1.6 恩典申請者は奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。また、業務プロセスを向上するためのデジタル技術の購入もしくはレンタルの証拠を提示し、かつ事務局が指定する書式を用いて操業開始を申請すること。

1.7 センサーなどのデジタルシステム、機械および関連装置および/または自動指令装置を有するシステムへの投資は、機械入れ替えおよび自動化による効率向上措置において奨励申請を行うこと。

## 第 2 項 資格、対象および恩典

### 2.1 奨励取得者の資格

2.1.1 奨励申請事業は仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 15/2565 号に基づく業種であり、奨励申請時に投資委員会が公示した対象業種であること。ただし、仏暦 2567 年（2024 年 3 月 29 日付投資委員会布告第 Por. 2/2567 号「投資委員会布告第 11/2565 号、第 15/2565 号、第 17/2565 号、第 2/2567 号、第 3/2567 号および第 4/2567 号に基づく 恩典の対象外とする業種」およびその改定増補に基づく業種は除く。

なお、既存の被奨励プロジェクトの場合は、法人所得税の免除または減税期間終了後に、本措置に基づき奨励申請ができる。または、法人所得税の免除恩典が付与されていないプロジェクトであること。また、既存の被奨励プロジェクトは本措置

に基づき奨励申請を行う前に、プロジェクトに基づく操業開始を完了させること。

- 2.1.2 恩典申請者は他の政府機関から同様な目的でデジタル技術の使用に関する事業のための税制上の恩典の重複取得をしていないこと。

## 2.2 資産の種類および対象支出

効率向上のために使用するデジタル技術への対象とする投資もしくは支出の金額は、コンピューター、携帯機器、ワイヤレスデバイス、サーバなどの機械および装置の費用を除く。

対象とするデジタル技術への投資もしくは支出の金額は、以下の通りである。

- 2.2.1 ソフトウェアの料金：奨励証書発給日より 3 年以内までとする、ソフトウェアのインストール料、テスト料および保守料 (Maintenance Service Agreement: MA) を含む、外注による開発・改良されたソフトウェアおよび既製ソフトウェア。対象とするソフトウェアは、以下の通りである。

- (1) 第 1.3 項に基づく効率向上のためのソフトウェア
- (2) データベース管理のためのソフトウェア、例：Microsoft SQL Server など。

- 2.2.2 クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改善者に支払う場合が含まれる。

尚、レンタル料金あるいはサブスクリプション料金、またはクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出は、1 年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

## 2.3 奨励の対象

効率向上のために使用するデジタル技術導入は効率向上の部分または企業全体に影響を与えても良い。対象とする技術の種類は以下のように 3 つの場合に分けられる。

- 2.3.1 体系的な内部連携 (Integrated) および一部外部との連携 (Connected) のためのソフトウェア、プログラム、または情報システムの導入の場合。また、生産またはサービスの効率向上のための資源管理に少なくとも 3 つのファンクションのデータを連携すること。

以下のいずれか一つの場合

- 1) 内部連携の場合においては、システムは同じデータセットを様々な機能に少なくとも 3 つのファンクション連携すること。つまり、少なくとも 3 つの職務/係/課/部を有し、新規でシステムが開発され、同じ情報システム上で連携し作業し、相互間で自動的に情報が流れ、情報が処理され、処理さ

れたことにより同じデータセットが各機能で利用されること。データを取得し表示させる場合は含まれない。

- 2) 外部連携の場合においては、情報システムは Web Service または Application Programming Interface (API) を通して連携し、相互間に自動的に情報が流れ、情報が処理され利用されること。

ソフトウェアを使用してデータをを連携することには、管理計画を支援するソフトウェア (Enterprise Resources Planning: ERP) にデータをを連携する Robotic Process Automation (RPA) や、Manufacturing Execution System (MES)、Document Management (EDM) などのその他の管理のソフトウェアなどの自動的に作業に役立つソフトウェアが含まれる。

#### 事例

- (1) 内部連携の場合

在庫や調達の管理およびインボイス発行を行うための Enterprise Resource Planning (ERP) システムの使用。例として、在庫管理ソフトウェア (Inventory Management) で在庫のステータスが確認でき、調達検討のために調達ソフトウェア (Purchasing) に通知でき、調達完了後にソフトウェアで発注書の発行ができ、インボイスを受け入れ支払いを行うために財務および経理ソフトウェア (Finance and Accounting) に発注書のデータを発信し、経営者が事業成果を分析し次の判断で使用するために製品売買および受取・支払いのデータが企業データ分析ソフトウェア (Business Intelligence) で処理され表示されることなどである。

- (2) 外部との連携の場合

Web Service もしくは Application Programming Interface (API) もしくは電子取引法規制に準じた他の形式のデータ連携システムを通して自動的にパートナー企業に電子発注書を発信するための Enterprise Resource Planning (ERP) ソフトウェアの使用。例として、連携された情報システム上で発注を受け、支払通知を受け取るために、調達ソフトウェアでパートナー企業の営業部 (Sales) に発信できることなどである。

### 2.3.2 人工知能 (Artificial Intelligence または AI)、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics) の場合

Business Intelligence (BI) ソフトウェアは除くが、分析のためのビッグデータの導入または人工知能 (AI) の活用のために Robotic Process Automation (RPA) などの自動的に作業に

役立つソフトウェアを含む。高度技術または新しい技術でなければならない。

2.3.3 National e-Payment システムとの連携等、委員会が同意した公的機関のシステムと会社のシステムの間でのデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入の場合新規でシステムを連携し、Web Service もしくは Application Programming Interface (API) もしくは電子取引法規制に準じた他の形式のデータ連携システムを通して連携し、相互間に自動的に情報が流れること。

## 2.4 付与される恩典

第 2.2 項および第 3 項の詳細に基づき、効率向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の 50%を上限として、法人所得税を 3 年間免除する。なお、既存事業からの収入を法人所得税免除対象とする。

なお、デジタル技術の金額計算方は、関連するサービスを含むデジタル技術の源、並びに発生する支払証拠から検討される。（プロジェクトの金額計算方の例は説明書の巻末資料の通りである。）

## 第 3 項 免除される法人所得税換算に使用される投資金額の計算指針

3.1 第 2.3.1 項の場合における効率向上のために使用するデジタル技術への投資金額の計算基準の詳細は以下の通りである。

3.1.1 下記の投資金額もしくは支出は全額で計算される。

- 1) デジタルサービス提供のためのソフトウェアまたはプラットフォームの開発事業において奨励されている、またはデジタル経済振興庁 (depa)、国立科学技術開発庁 (NSTDA) あるいは委員会が同意した関係機関によりタイランドデジタルカタログにて製品およびサービスの認証もしくは登録を取得した、少なくとも1社タイ国内事業者が開発・改良したソフトウェアの料金
- 2) サービス提供のために国内で装置を設置したクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改善者に支払う場合が含まれる。なお、1年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

3.1.2 下記の投資金額もしくは支出は半額で計算される。

- 1) 企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの料金。関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者が開発・改良したもののみ対象とする。
- 2) タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改

善者に支払う場合が含まれる。なお、1年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

3.2 第2.3.2項の場合における効率向上のために使用するデジタル技術への投資金額の計算基準の詳細は以下の通りである。

3.2.1 下記の投資金額もしくは支出は全額で計算される。

- 1) タイ国内・国外の事業者により開発・改善されたソフトウェアの料金
- 2) サービス提供のために国内で装置を設置したクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改善者に支払う場合が含まれる。なお、1年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

3.2.2 下記の投資金額もしくは支出は半額で計算される。

タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改善者に支払う場合が含まれる。なお、1年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

3.3 第2.3.3項の場合における効率向上のために使用するデジタル技術への投資金額の計算基準の詳細は以下の通りである。

3.3.1 下記の投資金額もしくは支出は全額で計算される。

- 1) デジタルサービス提供のためのソフトウェアまたはプラットフォームの開発事業において奨励されている、またはデジタル経済振興庁 (depa)、国立科学技術開発庁 (NSTDA) あるいは委員会が同意した関係機関によりタイランドデジタルカタログにて製品およびサービスの認証もしくは登録を取得した、少なくとも1社タイ国内事業者が開発・改良したソフトウェアの料金
- 2) サービス提供のために国内で装置を設置したクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改善者に支払う場合が含まれる。なお、1年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

3.3.2 下記の投資金額もしくは支出は半額で計算される。

- 1) 企業管理向けソフトウェア、プログラムまたは情報システムの料金。関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者が開発・改良したもののみ対象とする。
- 2) タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出。クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービスのためにソフトウェアの開発者や改

善者に支払う場合が含まれる。なお、1年を超える期間のレンタル証拠を有すること。

3.4 他の政府機関から同様な目的での事業支援ための補助金を受けている場合、免除される法人所得税の計算に使用する投資金額として計算されない。

## 第4項 登録もしくは認証を取得した、タイ国内でソフトウェアを開発・改善した事業者リストの確認法

### 4.1 投資奨励を受けた事業者の場合

デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業において投資奨励を受けた事業者リストを投資委員会事務局のウェブサイトを確認することができる。

### 4.2 関係機関の登録もしくは認証を取得した事業者の場合

4.2.1 タイランドデジタルカタログにて製品およびサービスの認証もしくは登録を取得した事業者リストをデジタル経済振興庁 (depa) のウェブサイトを確認することができる。

4.2.2 産業技術支援プログラム (Innovation and Technology Assistance Program: ITAP) の ERP 専門家の登録を取得した事業者リストを国家科学技術開発局 (NSTDA) のウェブサイトを確認することができる。

尚、奨励を受けた後に確認される場合、被奨励者は本措置に基づき投資奨励を申請した日時点でそのタイ国内でソフトウェアを開発・改良した事業者が認証もしくは登録を取得している証拠を提示すること。

## 第5項 法人所得税免除の恩典使用指針

5.1 法人所得税免除対象の収入は、奨励証書取得後に発生する収入であり、奨励証書発給日の翌日からとする。

5.2 法人所得税免除の恩典使用は各会計期間の当該プロジェクトによる純利益の全額のみを対象として使用すること。分割して一部だけ使用することは出来ない。

5.3 被奨励者が純利益を持ち、法人所得税免除の恩典使用を希望せず、法人所得税を納付した年には、納付された法人所得税税額が奨励証書に示された法人所得税免除金額から引かれない。しかし、法人所得税免除の期間は数え続けられる。

5.4 法人所得税免除金額の換算に使用するためのプロジェクト投資金額の計算は以下の2つの場合において検討される。

5.4.1 奨励証書発給日から3年間以内に操業開始を申請する場合は、投資金額は奨励申請日から操業開始申請日まで数える。

5.4.2 奨励証書発給日から3年後に操業開始を申請する場合は、投資金額が奨励申請日からスタートし、奨励証書発給日から3年間となる日まで数える。

なお、操業開始延期が許可される場合は、認可された実施計画に向けて実施するための延期のみとする。しかし、奨励証書発給日から3年後以降の投資金額を法人所得税免除金額に換算しない。

5.5 法人所得税免除恩典を申請する各会計期間の法人所得税の上限額は、実際の投資金額の 50%とする。

以上、お知らせする。

(署名)

投資委員会事務局

仏暦 2567 年 (2024 年) 6 月 13 日

**例 1：デジタル技術導入による効率向上措置に基づくプロジェクト投資金額の計算**

投資プロジェクトには説明書に定められた効率向上のためにデジタル技術使用の詳細を有すること。

場合	リスト	使用法	出所	金額(パーツ)	計算できる投資金額(パーツ)	検討指針
1	経理管理ソフトウェア	契約期間が2年間であるサブスクリプション料の月払いで払うSaaS型のソフトウェア	開発者がソフトウェア事業で投資奨励を取得している	400,000 (2年間の契約に基づく金額)	400,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>－レンタル契約期間が1年以上であること。</li> <li>－第2.3.1項に基づくソフトウェアであり、かつタイ国内開発者であるため、投資金額を<b>全額</b>で計算できる。</li> </ul>
2	在庫管理ソフトウェア	契約期間が1年間であるサブスクリプション料の月払いで払うSaaS型のソフトウェア	開発者がDEPAからタイランドデジタルカタログで登録を取得している	300,000 (1年間の契約に基づく金額)	300,000	1年以上のレンタル契約の場合、投資金額の計算対象とする。
3	SAPソフトウェア	既製ソフトウェアであり、ライセンスを購入しコンピューターにインストールする。	タイ国外からのソフトウェア	2,000,000	1,000,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>－既製ソフトウェアである。</li> <li>－第2.3.1項に基づくソフトウェアであり、かつタイ国外開発者であるため、投資金額を<b>半額</b>で計算できる。</li> </ul>
4	SAPと使用するために開発を委託したソフトウェア・モジュール	SAPシステムから展開開発を委託し、コンピューターにインストールしSAPと連携動作する。	開発者がソフトウェア事業で投資奨励を取得している	開発料： 500,000 MA料： 100,000	600,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>－開発委託</li> <li>－第2.3.1項に基づくソフトウェアであり、かつタイ国内開発者であるため、投資金額を<b>全額</b>で計算できる。</li> </ul>
5	人事管理ソフトウェア	新規開発を委託する。	開発社がDEPAからタイランドデジタルカタログで登録を取得している	700,000	700,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>－開発委託</li> <li>－第2.3.1項に基づくソフトウェアであり、かつタイ国内開発者であるため、投資金額を<b>全額</b>で計算できる。</li> </ul>
6	財務管理ソフトウェア	新規開発	自社開発	開発料：0	0	－自社開発により、開発金額を計算できない。

場合	リスト	使用法	出所	金額(パーツ)	計算できる投資金額(パーツ)	検討指針
7	ビッグデータ分析ソフトウェア	契約期間が13ヶ月であるサブスクリプション料の月払いで払うSaaS型のソフトウェア	タイ国外からのソフトウェア	1,000,000 (13ヶ月の契約に基づく金額)	1,000,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>－レンタル契約期間が1年以上であること。</li> <li>－第2.3.2項に基づくソフトウェアであるため、投資金額を<b>全額</b>で計算できる。</li> </ul>
8	AIを使用し動作するソフトウェア	契約期間が4年間であるサブスクリプション料の月払いで払うSaaS型のソフトウェア	タイ国外からのソフトウェア	4,000,000 (4年間の契約に基づく金額)	3,000,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>－レンタル契約期間が1年以上であること。</li> <li>－第2.3.2項に基づくソフトウェアであるため、投資金額を<b>全額</b>で計算できる。</li> <li>－奨励証書発給日からの契約期間が3年間を超えるため、3年間のみ計算できる。つまり<b>契約に基づく金額の4分の3</b>である。</li> </ul>
9	サーバのレンタル料	指定範囲に基づきデジタル技術で活用するための契約期間が3年間であるサーバのレンタルサービス	国内でのデータセンター	500,000 (3年間の契約に基づく金額)	500,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>－レンタル契約期間が1年以上であること。</li> <li>－国内でのサーバのレンタル/サービス使用にかかる支出であるため、投資金額を<b>全額</b>で計算できる。</li> </ul>
10	クラウドのレンタル料	指定範囲に基づきデジタル技術で活用するための契約期間が3年間であるクラウドのレンタルサービス	タイ国外からのクラウドのサービス提供者	800,000 (3年間の契約に基づく金額)	400,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>－レンタル契約期間が1年以上であること。</li> <li>－国内でのクラウドのレンタル/サービス使用にかかる支出であるため、投資金額を<b>半額</b>で計算できる。</li> </ul>
11	サーバ	指定範囲に基づきデジタル技術で活用するために、新しく購入する。	国内での購入	500,000	0	ハードウェア料は計算できないものとする。
12	コンピューター、タブレット、ネットワーク機器	指定範囲に基づきデジタル技術で活用するために、新しく購入する。	国内での購入	300,000	0	ハードウェア料は計算できないものとする。

例 2：申請書添付書式（F PA PP 54）での効率向上のためのデジタル技術導入の業務プロセス説明文の記入

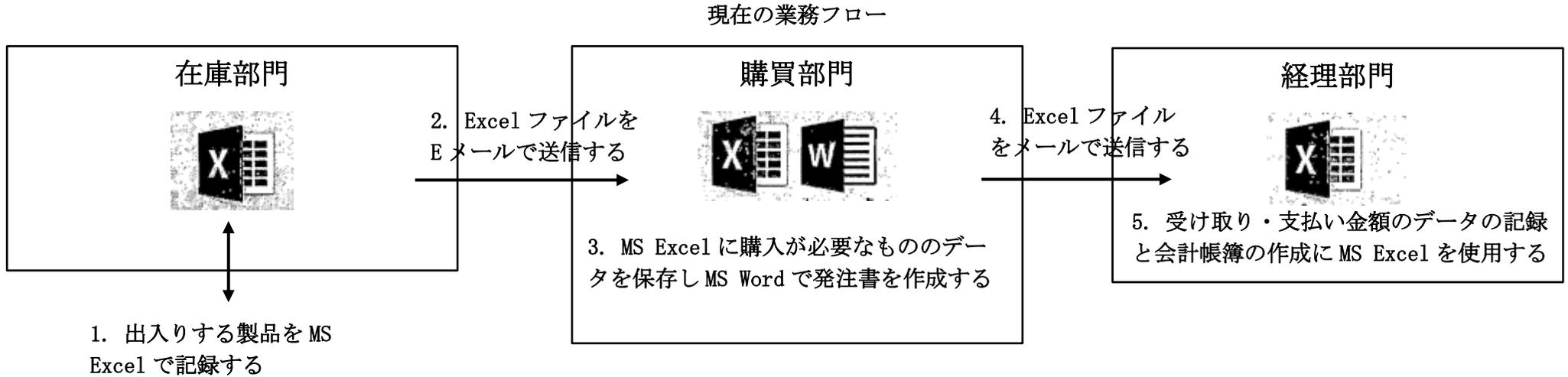
場合 1：内部連携であり、少なくとも 3 つのファンクションのデータを連携しなければならない

業務プロセス	関連する係/ 課/部	現在の業務状況	効率向上のために導入 するデジタル技術	他のソフトウェアへのデ ータ連携に関する説明	データ処理および業務効率化に関する説明
在庫管理	在庫部門	倉庫に出入りする 製品コードごとに 製品データを記録 するのに Excel を 使用している。	在庫管理ソフトウェア (Inventory Management)	<ul style="list-style-type: none"> <li>－製品バーコードの読み 取りでデータを受け取 る。</li> <li>－調達ソフトウェア (Purchasing) にデータ を送信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－元の製品データ詳細（元の SKU）が既 にデータベースに保存され、新しい製品 データ詳細（新 SKU）が追加保存でき る。製品データ詳細の保存時間が短縮で きる。</li> <li>－製品が出入りすると、製品コードがバ ーコードリーダーで読み取られ在庫数量 が自動的にアップデートされる。在庫の 出入りの保存・変更時間が短縮できる。</li> <li>－製品数量が基準より少なくなると通知 する。在庫切れが発生してしまうリスク を減らす。</li> </ul>
調達	購買部門	購入が必要な製品 データを記録する のに Excel を使用 し、発注書と受取 書を作成するのに Word を使用してい る。	調達ソフトウェア (Purchasing)	<ul style="list-style-type: none"> <li>－在庫管理ソフトウェア (Inventory Management) からデータ を受け取る。</li> <li>－財務および経理ソフト ウェア (Finance and Accounting) にデータ を送信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－関連ソフトウェアから購入したい製品 データを自動的に受け取る。購入が必要 な製品リストのまとめ時間が短縮でき る。</li> <li>－購入した製品の詳細が既にデータベ ースに保存され、新しい製品と新しい取引 先の詳細が追加保存できる。製品と取引 先の詳細の保存時間が短縮できる。</li> <li>－発注書と受取書が自動的に作成される。 書類作成時間が短縮できる。</li> </ul>

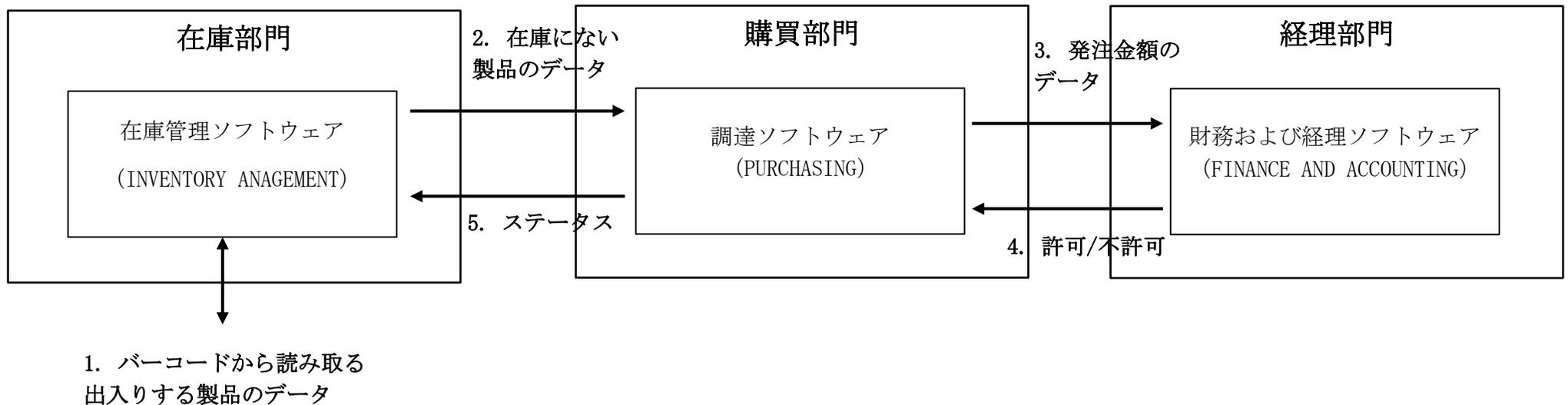
業務プロセス	関連する係/ 課/部	現在の業務状況	効率向上のために導入 するデジタル技術	他のソフトウェアへのデ ータ連携に関する説明	データ処理および業務効率化に関する説明
財務および経 理	経理部門	売買および受け取 り・支払い金額の データを記録する のに Excel を使用 し、そのデータで 会計帳簿を作成し ている。	財務および経理ソフト ウェア (Finance and Accounting)	ー調達ソフトウェア (Purchasing) からデー タを受け取る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ー システム上で支払いを許可し、領収書と タックスインボイスが自動的に作成され る。書類作成時間が短縮できる。</li> <li>ー 関連ソフトウェアから売買金額のデー タを自動的に受け取る。受け取り・支払い の仕訳の時間が短縮できる。</li> <li>ー 受け取り・支払いのデータで財務諸表 を作成する。財務諸表の作成時間が短縮 できる。</li> </ul>

例 3：申請書添付書式 (F PA PP 54) の添付用のシステムプロセスを表した図 (Entity Relationship and Data Flow Diagram)

場合 1：内部連携であり、少なくとも 3 つのファンクションのデータを連携しなければならない



デジタル技術導入後の業務フロー



例 4：申請書添付書式（F PA PP 54）での効率向上のためのデジタル技術導入の業務プロセス説明文の記入

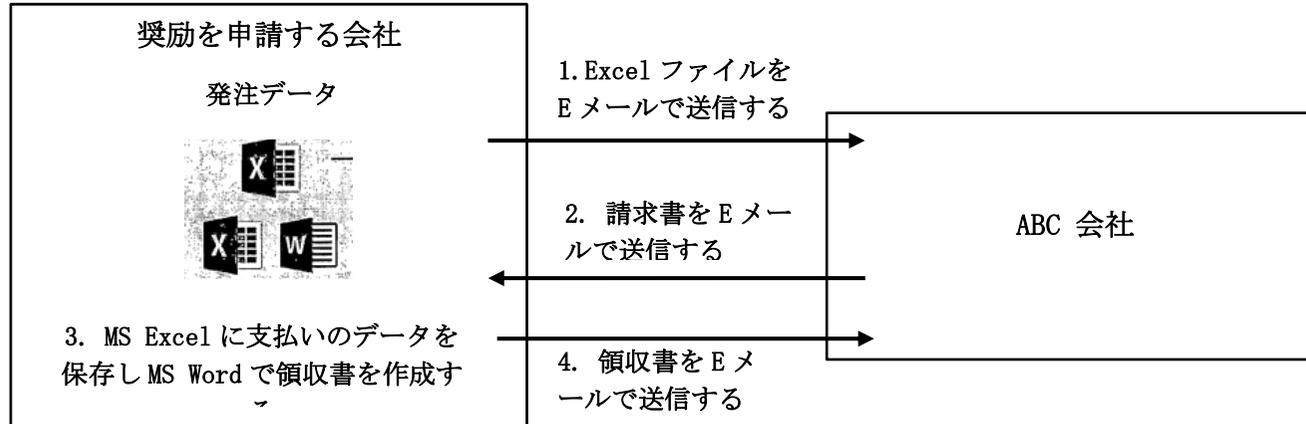
場合 1：外部連携であり、Web Service もしくは Application Programming Interface (API) を通じて連携しなければならない

業務プロセス	現在の業務状況	効率向上のために導入するデジタル技術	データ連携を行う外部機関	外部機関へのデータ連携に関する説明	データ処理および業務効率化に関する説明
サプライヤー (Supplier) からの原材料の発注	Eメールで発注書を送信し、製品が納入された時に銀行を通して送金し、Eメールで領収書を受け取っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>－調達ソフトウェア (Purchasing)</li> <li>－財務および経理ソフトウェア (Finance and Accounting)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ ABC 株式会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－API を通じて営業管理ソフトウェアと調達ソフトウェアを<b>連携</b>し、<b>発注データを送信</b>する。</li> <li>－API を通じてお互いの財務および経理ソフトウェアを<b>連携</b>し、請求および支払いの<b>データを送信・受信</b>する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ <b>調達ソフトウェア</b>が購入したい原材料リストを準備し、ABC 会社の<b>営業管理ソフトウェア</b>に電子発注書とともに発注が発信できる。</li> <li>－ 原材料が納入されると、<b>財務および経理ソフトウェア</b>が ABC 会社の<b>財務および経理ソフトウェア</b>に支払いを行い、このソフトウェアで電子領収書が送信される。</li> </ul>

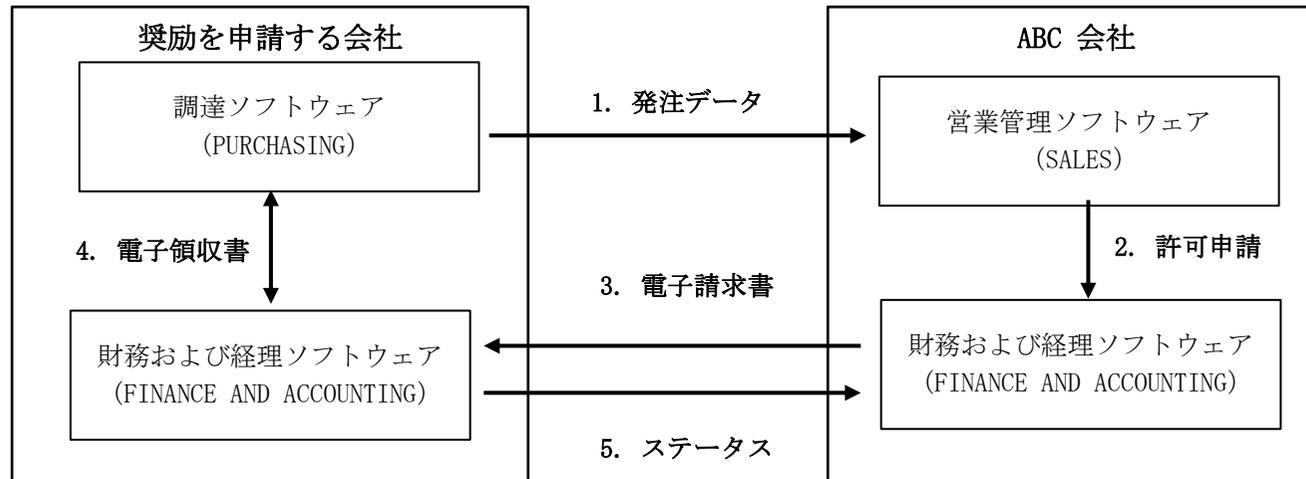
例 5：申請書添付書式 (F PA PP 54) の添付用のシステムプロセスを表した図 (Entity Relationship and Data Flow Diagram)

場合 1：外部連携であり、Web Service もしくは Application を通じて連携しなければならない

現在の業務フロー



デジタル技術導入後の業務フロー



例 6：申請書添付書式 (F PA PP 54) での効率向上のためのデジタル技術導入の業務プロセス説明文の記入

場合 2：人工知能 (AI)、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析 (Data Analytics)

業務プロセス	現在の業務状況	効率向上のために導入するデジタル技術	AI、Machine Learning、Big Data、RPA などの高度技術または新しい技術の活用に関する説明	業務効率化に関する説明
Chat を介した製品販売	ウェブサイト、電話またはアプリケーションを通じる。	Natural Language Processing (NLP) - Based Chat Bot	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ Chat Bot は使っている言語が違ってても理解できる (使っているキーワードから分析することだけではない) Natural Language Processing 機能を有する。</li> <li>－ Chat Bot は過去の会話からさらに会社のコンテキストを学び理解し、質問により良く答えるために開発ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ Chat Bot は性質や価格など会社の全製品の詳細に関する質問に自動的に答える。</li> <li>－ Chat Bot は自動的に発注を受け取り、支払方法を送り、支払いを確認し、関連システムに発注詳細を送ることができる。</li> </ul>

例 7：申請書添付書式（F PA PP 54）での効率向上のためのデジタル技術導入の業務プロセス説明文の記入

場合 3：公的機関のオンラインシステムと会社のシステム間のデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入

業務プロセス	現在の業務状況	効率向上のために導入するデジタル技術	データ連携を行う公的機関名	公的機関へのデータ連携に関する説明	業務効率化に関する説明
納税	歳入局の電子システムでデータを入力している。	財務および経理ソフトウェア (Finance and Accounting)	歳入局	API を通じて National e-Payment システムと財務および経理ソフトウェアを連携し、納税しなければならない収入のデータを送信する。	財務および経理ソフトウェアは関連書類とともに電子で納税フォームを作成し、歳入局の National e-Payment システムを通じてデータ送信と納税を行う。

例 8 : 申請書添付書式 (F PA PP 54) の添付用のシステムプロセスを表した図 (Entity Relationship and Data Flow Diagram)

場合 3 : 公的機関のオンラインシステムと会社のシステム間のデータ連携のためのソフトウェア、プログラムまたは情報システムの導入

